

平成 2 3 年

上尾市教育委員会 6 月定例会
議案資料

目 次

議案第39号 関係資料 （上尾市社会教育委員の任命について）	
◇「社会教育委員」関係法令-----	1
◇上尾市社会教育委員 名簿-----	2
議案第40号 関係資料 （上尾市公民館運営審議会委員の任命について）	
◇「公民館運営審議会委員」関係法令-----	3
◇公民館運営審議会委員 名簿-----	4
議案第41号 関係資料 （上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱又は任命について）	
◇「人権教育集会所運営委員会委員」関係法令-----	5
議案第42号 関係資料 （上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命について）	
◇「人権教育推進協議会委員」関係法令-----	6
議案第43号 関係資料 （上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について）	
◇「上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員」関係法令-----	7
◇上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員 名簿-----	8

◇「社会教育委員」関係法令

●社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

第四章 社会教育委員

（社会教育委員の構成）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の定数等）

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

第十九条 削除

●上尾市社会教育委員に関する条例（昭和49年上尾市条例第36号）

（趣旨）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第15条及び第18条の規定に基づき、上尾市社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

（社会教育委員の設置）

第2条 本市に、上尾市社会教育委員（以下「委員」という。）を設置する。

（定数）

第3条 委員の定数は、15人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（解嘱）

第5条 上尾市教育委員会（以下「委員会」という。）は、委員が法第15条第2項に規定する者に該当しなくなった場合又は特別の理由がある場合は、委員の任期中においても、これを解嘱することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、委員会が定める。

◇上尾市社会教育委員 名簿

任期：平成22年7月1日から平成24年6月30日まで

氏名	役職名等	備考
荒牧 瑛子	生涯学習グループ代表	
宇高 良哲	文化財保護審議会会長	
内田富美代	上尾商工会議所女性会副会長	
小川 實	上尾市図書館協議会委員	
金子 禎伴	上尾市PTA連合会会長	
齋藤 武男	ボーイスカウト上尾市連絡協議会顧問	
鈴木 厚子	学識経験者	
土井 英明	人権教育推進協議会会長	
遠山 正博	上尾市体育協会副会長	
中村 卓	上尾市文化団体連合会会長	
山崎 孝吉	学識経験者	
堀越 洋子	上尾市立大石小学校長	
大宮 信行	上尾市立原市中学校長	

◇「公民館運営審議会委員」関係法令

●社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

●上尾市立公民館条例（昭和60年上尾市条例第8号）

（運営審議会）

第11条 法第29条第1項の規定に基づき、上尾市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員の定数は、15人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

●上尾市公民館運営審議会規則（昭和60年上尾市教育委員会規則第5号）

（趣旨）

第1条 この規則は、上尾市立公民館条例（昭和60年上尾市条例第8号）第12条の規定に基づき、上尾市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 審議会は、上尾市立公民館長（以下「館長」という。）の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議するものとする。

（委員長及び副委員長）

第3条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議は、年4回定例に開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、教育総務部生涯学習課において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

◇上尾市公民館運営審議会委員 名簿

任期：平成22年6月13日から平成24年6月12日まで

氏名	役職名等	備考
近藤 博昭	社会教育関係者	
関根 伸光	社会教育関係者	
渡辺 幸子	社会教育関係者	
岡田 良一	社会教育関係者	
神田喜美代	学識経験者	
大木 重子	学識経験者	
國嶋 一矩	学識経験者	
本田 耕作	学識経験者	
山尾三枝子	社会教育関係者	
榎本 求	学識経験者	
大木キヨ子	学識経験者	
浅山 一夫	学識経験者	
関根とし子	社会教育関係者	
土屋 進	上尾市立上平中学校長	

◇「人権教育集会所運営委員会委員」関係法令

●上尾市立人権教育集会所条例（昭和50年上尾市条例第6号）

（設置）

第1条 同和教育を始めとするさまざまな人権教育の充実を図るため、上尾市立人権教育集会所（以下「集会所」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
上尾市立原市集会所	上尾市大字原市4 1 6 9番地3
上尾市立畔吉集会所	上尾市大字畔吉1 2 1 9番地1

（業務）

第3条 集会所は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 人権教育学級、人権教育講座等の開催に関すること。
- (2) 体育、レクリエーション等の集会の開催に関すること。
- (3) その他人権教育の充実と振興を図るために必要な事業に関すること。

（運営委員会の設置）

第4条 上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、集会所の運営に関する重要事項について審議するため、各集会所に上尾市立人権教育集会所運営委員会を置く。

2 上尾市立人権教育集会所運営委員会の組織、会議その他必要な事項は、教育委員会が定める。

●上尾市立人権教育集会所運営委員会規則（昭和50年上尾市教育委員会規則第5号）

（趣旨）

第1条 この規則は、上尾市立人権教育集会所条例（昭和50年上尾市条例第6号）第4条第2項の規定に基づき、上尾市立人権教育集会所運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、集会所事業の企画及び運営に関して、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応ずるとともに、集会所の運営管理に協力するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地区の代表
- (2) 市立小・中学校長
- (3) 識見を有する者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長1人、副委員長2人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

（その他）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める

◇「人権教育推進協議会委員」関係法令

●上尾市人権教育推進協議会設置要綱（平成15年9月24日教育長決裁）

（設置）

第1条 人権教育の推進を図り、明るい地域社会を形成するため、上尾市教育委員会（以下「委員会」という。）に上尾市人権教育推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について研究協議する。

- (1) 同和教育を始めとするさまざまな人権教育の推進及びその啓発に係る基本指針及び基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画の進行管理に関すること。
- (3) 人権推進機関との連絡調整に関すること。
- (4) 参考資料の収集及び提供に関すること。
- (5) その他人権教育の推進に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、委員会が委嘱する。

- (1) 人権教育に携わる者
- (2) 社会教育委員
- (3) 公民館運営審議会委員
- (4) 人権教育集会所運営委員
- (5) 識見を有する者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、委嘱された時における当該身分を失った場合は、その職を失う。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会）

第8条 協議会は、専門事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、教育総務部生涯学習課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

◇「上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員」関係法令

●上尾市立中学校給食共同調理場条例（平成4年上尾市条例第35号）

（運営委員会）

第4条 共同調理場の運営に関する重要な事項を調査審議するため、上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の委員は、12人以内とし、上尾市教育委員会がこれを委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

●上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会規則（平成4年上尾市教育委員会規則第15号）

（趣旨）

第1条 この規則は、上尾市立中学校給食共同調理場条例（平成4年上尾市条例第35号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 運営委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 年間事業計画に関すること。
- (2) 学校給食費に関すること。
- (3) その他運営上必要と認めること。

（委員の委嘱等）

第3条 条例第4条第2項の規定による運営委員会の委員の委嘱又は任命は、次に掲げる者のうちから、これを行う。

- (1) 市立中学校（以下「中学校」という。）の校長
- (2) 中学校PTA会長
- (3) 中学校給食主任
- (4) 中学校の学校医
- (5) 中学校の学校薬剤師
- (6) 保健所職員

（会長及び副会長）

第4条 運営委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は前条第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから、副会長は委員のうちから、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 運営委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会の会議は、年3回定例に開催する。ただし、会長が必要であると認めるときは、臨時に開催することができる。

（庶務）

第6条 運営委員会の庶務は、上尾市立中学校給食共同調理場において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

◇上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員 名簿

任期：平成22年4月1日から平成24年3月31日まで

選出区分	氏名	役職名等	備考
1号委員	長谷川 隆	上尾市立太平中学校長	
	向井 祥一	上尾市立西中学校長	
	山下 文孝	上尾市立東中学校長	
	山田 明	上尾市立大谷中学校長	
2号委員	荒井 幹夫	上尾市立瓦葺中学校PTA会長	
	笹本 義夫	上尾市立大石南中学校PTA会長	
3号委員	小島 知子	上尾市立東中学校教諭	
	齧島 弘美	上尾市立大石南中学校教諭	
	齧島 美枝子	上尾市立瓦葺中学校教諭	
4号委員	今村恵一郎	学校医	
5号委員	篠塚 理恵	学校薬剤師	
6号委員	関 智子	埼玉県立鴻巣保健所主任	